尼崎市「中央西」地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 尼崎医療生活協同組合が開設する尼崎市「中央西」地域包括支援センター(以下、「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護予防支援の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定介護予防支援の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指 定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公 正中立に行う。
- 4 市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取組を行う者などとの連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定介護予防支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項 に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め る。
- 7 前6項のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第52号)に定める内容を遵 守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 尼崎市「中央西」地域包括支援センター
 - (2) 所在地 尼崎市神田中通9丁目291番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指 定介護予防支援の提供にあたるものとする。

(2) 担当職員

保健師、地域ケア・地域保健等の経験がある看護師 1名以上 (常勤)

主任介護支援専門員 1:

1名以上 (常勤)

社会福祉士

1名以上 (常勤)

担当職員は指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
 - (3) 上記の営業日、営業時間外は、転送電話等により対応とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

- 第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において 行う。
 - (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
 - (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を 定めた介護予防サービス計画(以下、「計画」という。)を作成する。
 - (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について 評価を行う。
 - (6) その他具体的には「尼崎市介護予防ケアマネジメントマニュアル」に従って実施する。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上の額)によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領サービス以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、尼崎市中央地区とする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、 損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 10 条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等 に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して、介護保険法第 23 条の規 定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 11 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者及びその家族から苦情処理体制を整備する。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置をとる。
- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速 やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止について)

- 第13条 事業者(運営法人を含む)は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利 用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という)を行わない。
- 2 事業者(運営法人を含む)は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を 記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施する。

(暴力団の排除)

第 16 条 事業所及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配 を受けないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 16 条 事業所は、事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を検証、整備する。
- 2 事業所は、職員の質的向上を図る為に研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率 的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配 慮する。
- 6 事業所は、指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援が完結した日から5年間は保存するものとする。
- 7 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超 えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じるものとする。
- 8 ハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、適切な対応をするために必要な体制の整備を行わなければならない。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は尼崎医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年5月1日から一部改定する。
- この規程は、平成28年2月1日から一部改定する。
- この規程は、平成29年10月1日から一部改定する。
- この規程は、令和2年4月1日から一部改定する。
- この規程は、令和6年4月1日から一部改定する。